

芽室町議会オンライン委員会開催要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、芽室町議会委員会条例（以下「条例」という。）第13条の2に規定する、オンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（オンライン委員会の開催）

第 2 条 条例第13条の2に規定する「委員会の開催場所への参集が困難と判断されるとき」の認定については、副委員長の意見を聞き、委員長が行うものとする。

☞ オンラインを活用した委員会の開催を行うときの判断プロセス

（オンライン委員会への参加）

第 3 条 オンライン委員会にオンラインにより参加を希望する委員は、委員会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の正午までに、オンライン出席申請書（第 1 号様式）を議会事務局に提出しなければならない。ただし、電子メールにより申請を行う場合は、第 1 号様式に準じた必要事項を記載すれば足りるものとする。

☞ オンラインによる委員会への参加手続き

（オンライン委員会の運営）

第 4 条 オンライン委員会は、最適なオンライン会議システムを使用するものとする。

- 2 オンラインにより委員会へ参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、あらかじめ前項のオンライン会議システムを使用するために必要なアカウントの取得等を行い、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないようにするとともに、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。
- 3 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするのが困難となったオンライン委員は、途中退席したものとみなす。
- 4 前項により途中退席となったオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするのが可能となった場合は、復席したものとみなす。
- 5 オンライン委員会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務

局が行うものとする。

☞ 通信障害などによる対処ルールなど、運営に係る基本的なルールを規定

(オンライン委員会における表決)

第5条 オンライン委員会においては、議件に対する表決は行わないものとする。

(委員長の権限)

第6条 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン委員に対しても及ぶ。

2 委員長は、オンライン委員の発言の際に、通信環境の悪化等により発言を始められない、あるいは発言を続行できない状態となったときは、他の委員に発言を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて発言を行わせるなど適宜対処する。

(委員会の中継及び録画)

第7条 オンライン委員会の中継及び録画は、適宜、委員会室等に設置の議会中継システムまたはオンライン会議システム使用するとともに、映像と音声でオンライン委員及び委員会室等に参集する委員の参加が確認できるよう行うものとする。

☞ 資料1参考に基づくシステムの構築で対応

(オンライン委員会の傍聴と公開)

第8条 オンライン委員会(委員会室等との混在型を含む)に際しては、次の各号に配慮した傍聴環境を整えるものとする。

(1) 委員会室等における傍聴

(2) 委員会中継(録画中継を含む)における傍聴

(準用規定)

第9条 オンライン委員会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、芽室町議会の会議運営に準ずるものとする。

☞ 要綱に定めがない事項の準ずる条項

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。